



土地・建物の評価額を確認できる 固定資産台帳の縦覧・閲覧

問い合わせ 税務課 ☎0942-85-3590

記事ID 0002819

- 縦覧 他の固定資産の縦覧帳簿を見て、その固定資産と自分の固定資産の評価額を比較することで、評価額が適正かを確認できる制度
- 縦覧できる人 市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税義務者
- とき 4月1日(水)から30日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く)、8時30分～17時15分
- ところ 市役所1階 税務課
- 持ってくるもの 本人確認できるもの ※代理人の場合は委任状も必要です
- 縦覧できる内容 土地価格等縦覧帳簿＝①所在②地番③地目④地積⑤価格 ▼家屋価格等縦覧帳簿＝①所在②家屋番号③種類④構造⑤床面積⑥価格
- その他 土地・家屋ともに、他人が所有する土地や家屋の評価内容について、詳細な説明はできません。また、縦覧帳簿のコピーはできません

■閲覧 納税義務者が自己の資産の確認をするための制度

- 閲覧できる人 市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税義務者、借地・借家人など
- とき 4月1日(水)から30日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く)、8時30分～17時15分
- ところ 市役所1階 税務課
- 持ってくるもの 納税義務者＝本人確認できるもの
▼法人＝従業員証と本人確認できるもの ▼借地・借家人＝賃貸借契約書と本人確認できるもの
※代理人の場合は委任状も必要です
- その他 希望者は記載事項の証明書を有料で請求できます

「本人確認できるもの」の一例(①②のいずれか)

- ①運転免許証、マイナンバーカードなど(1点)
- ②年金手帳と診察券など(2点)

※なお令和8年度の納税通知書発送日は
4月1日(水)です

鳥栖市民憲章をご存じですか？

問い合わせ 総合政策課 ☎0942-85-3511

記事ID 0002695

鳥栖市民憲章は、公募により集まった38件の中から最優秀賞に選ばれた小林肇さんの原文を鳥栖市民憲章制定委員会が補作し、昭和59年4月1日に制定されました。庁舎南に市民憲章が刻まれた



庁舎南に設置している石碑

石碑も設置されています。

鳥栖市民憲章

わたしたち鳥栖市民は、九千部の山なみや筑後川の、清く美しい自然との調和をはかり、さらに交通の要所としての機能を生かし、力強く未来に向かってすすみます。

- 1 自然を愛し、住みよいまちをつくります。
- 1 きまりを守り、平和で明るいまちをつくります。
- 1 ふれあいを大切にし、思いやりのあるまちをつくります。
- 1 教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
- 1 働くことを喜び、活力あるまちをつくります。

“さよなら”の前に
“おかえり”を

料金・内容・品質で葬送の理想をご提案

「わが家でお葬式」 「お寺でお葬式」

シンプルプラン 288,000円(税込316,800円)

ベーシックプラン 398,000円(税込437,800円)

寺葬プロジェクト 正直と誠実さがプライドです

家事おたすけサポート

料理や掃除等の家事を、ご都合にあわせて依頼いただけます!

幅広い家事に対応 必要な時間だけ 専任スタッフで安心

空き家おたすけサポート

所有されている空き家を、毎月定期的に訪問・確認します!



天の川 ☎0120-85-7851

天の川 自宅葬 検索

ホーム ページ



初回価格など詳しくはWebへ

天の川 家事おたすけ 検索



LINE



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。